

第16回宇都宮市自治基本条例を考える会議（概要）

■ 日時 平成20年3月27日（木）

■ 会場 宇都宮市役所 14大会議室

■ 出席者

- ・ 委員 井上委員，藤本委員，伊藤委員，大竹委員，鎌倉委員，添田委員，
築委員，佐藤和男委員，西岡委員，古橋委員，浅野委員，梅林委員，
片岡委員，片桐委員，川嶋委員，郡司委員，小針委員，酒井委員，
高山委員，田中委員，船津委員，本田委員，川又委員，佐藤六夫委員，
陣内委員，砂長委員，寺崎委員，中島委員，山野井委員，櫻井委員，
小林委員，渡辺委員，塚原委員，山本委員，柴田委員，砂川委員
（委員名簿順）
- ・ 事務局 行政経営部次長，行政経営課行政改革担当主幹，行政経営課長補佐，
行政経営課行政改革グループ係長，文書法制グループ係長，事務局職員

■ 会議経過

1 開会

2 議事

(1) 提言書素案について（資料1，2）

ア 提言書検討委員会委員長報告

（以下要旨）

- ・ 提言書検討委員会を代表して，提言書素案の最終案を提示したい。
- ・ 前回，2月6日の全体会議で，委員の皆さんから，素案に対する意見を頂きたい旨お願いをしたところ，幾つか貴重な意見を頂戴した。また，2月16日に開催されたシンポジウムでも，素案についての意見が幾つか寄せられた。よって，2月21日に提言書検討委員会を開催し，これらの寄せられた意見を一つ一つ検討した。
- ・ 今日，その検討結果を皆さんにお示しし，御了解を頂ければ，提言書素案の最終案として確定したいと思っている。
- ・ 今日の説明は，資料1「自治基本条例を考える会議提言書素案」により説明するが，委員の皆さんやシンポジウムから頂いた意見については，資料2に一覧を記載している。この資料も同時に見ながら説明をお聞き頂くと，分かりやすいと思う。また，時間の関係のため，単に文章等の簡便な修正については省略させて頂くので，お許し頂きたい。

- ・ まず、前文の修正についてである。資料１の９頁の枠組みをしてある所は、条例本体に相当する部分であるが、ここの真ん中あたりに「地域に根差した新しい文化」というところがある。修正箇所については下線が引いてあるが、この部分については、以前の案では「新しい生活文化」という言葉であった。これは会長からの御指摘だが、生活文化というと、文化のある一定領域を示すものであって、それに対比するものとしていろんな違った領域の文化という言葉が出てくることになるだろう。例えば芸術文化や仏教文化、若者文化など、いろいろな領域の文化が連想されてしまう。ここでの生活文化というのは、かなり広い、市民生活の中での文化を言っていることから、固定的な生活文化という字句にしてしまうと、意味の取り方がいろいろ出てくるのではないかと、ということで、「地域に根差した新しい文化」という風に修正させていただいた。
- ・ 次に、下から２つ目の項目の１行目に「活力に満ち、」という言葉が入っている。これは追加した言葉であるが、提言書委員会の委員からの御意見で、「市民がさらに幸せに暮らしていくためには」という原文だったところを、もっと市民の主体性や前向きな姿勢を明確に出していったらどうかということで、「活力に満ち、」という言葉を追加した。
- ・ 次に、素案から外れるが、市民憲章と自治基本条例の整合性について、前回の会議で委員からどのように考えているのかという意見が寄せられたため、別紙１にまとめた。
- ・ まず、別紙１「宇都宮市民憲章と自治基本条例について」の「１」は意見・提案が書いてある。「２」の表では、上の段から「制定の目的」、「性格」という欄があり、違いを記載している。ご案内のとおり、市民憲章は、市民の心構えや市民の心のよりどころ、あるいは市民の誓いということを網羅的に書いたものであるが、これに対し、自治基本条例は、市民主体のまちづくりを確立するために必要となる基本的で普遍的な事項、仕組みを定める市の決まりであり、市のルールとしての拘束性が出てくるという点に違いがある。
- ・ ただし、市民憲章と自治基本条例は、類似した考え方、あるいは似たような文言がどうしても記載されるようになる。表の中段から下に文章比較を記載しているが、市民憲章と自治基本条例の同様な内容を持った部分を抜き出してみると、ゴシック体の部分からわかるように、どちらも宇都宮市の目指すところやあるべき姿が書かれている。したがって、似てくるのは当然ということになる。
- ・ 次に、別紙１の２頁の「３」に、第１分科会の検討結果と市民憲章の比較を記載している。真ん中の表の部分は、自治基本条例を考える会議の第１分科会の検討結果であり、右側は、市民憲章の部分を抜き出したものである。ここにあるように、例えば、真ん中の「住みやすいまち」という検討では、まず、住みやすいまちは活力のあるまちでなければいけない、という議論があり、それが市民憲章の中ではどうなるかというと、線をたどっていくと、「２」で「きまりを守り、活気あふれる楽しいまちをつくります」となっている。これを見ていただくと分かるように、市民憲章の考え方は、随所に自治基本条例の中に入っていることになる。

- 最後の「４」に結論として、市民憲章と自治基本条例は、その目的、性格を異にしており、いずれにも意義があつて、競合するものではない、ということである。
- なお、自治基本条例の提言書素案では、前文において目指すべき自治の姿が述べられているが、これは市民憲章の趣旨を十分に踏まえたものとしてまとめられていると考えて良いと思っている。したがって、市民憲章と自治基本条例の整合性が、どのようにとられているのか、というご意見に対しては、その趣旨、内容は自治基本条例に生かされていると答えられる。ただし、市民憲章の全部について意識的に整合性をとったとか、意識しながらやったというわけではなく、結果として、どうしてもこうなるのである、と御理解いただければと思う。
- 次に、前文の補足説明と協働の定義について、文章が長いのではないかと、という御指摘についてである。まず、資料１の１０頁を御覧いただきたいが、上から６つ目のポイントで、「自治を担う者は」という部分の文章が、全体で一文になっていた。ここは、分かりやすく途中で文章を切るということで整理した。
- なぜ、このことについて細かく説明するかというと、１２頁の「定義」の枠の中の下から２番目に、「協働」という項目があり、ここも文章が長いので、文章を切ったらどうかという御指摘があつたが、この部分は文章を切っていない。それは、この枠の中は、条例の文章になる部分であるのだが、大体、法律というものは、どんなに長い文章でも一文でできている。例外として、「ただし書き」や、「この場合において」、「前段」、「後段」というものがあるが、基本的には、何行であっても、法律の文章というの是一文でできている。このことに対応させるため、この枠の部分をつくったため、こちらは文章を切っていない。このようなことで御理解いただきたいと思う。この「文章が長い」という件は、委員からの御指摘だったと思う。
- 次に、資料２の２頁の一番上に、「市民の権利」の中に、市民の「提案権」という文言が必要でないかという、委員からの御提案があつた。
資料の右にまとめてあるが、ここでの「市民の権利」というのは、まちづくりのための基本的な権利である。市民の提案については、「修正案」の欄の２つ目の項目にあるように、「協働の推進」という別の項において、市民の多様な意見をいただく、ということが記載されている。したがって、提案権という具体的な権利をここで挙げると、他の権利についてはどうか、ということで、議論をもっとしていかなければならない。ここでは、本当のまちづくりにとって、あるいは市民にとって、基本的な権利だけを挙げているので、市民の権利については、この部分に載せるのはいかがかということで、提言書検討委員会の意見でまとめさせていただいた。
- 次に、委員から、資料１の２２頁（２）「議員の責務」の枠の中に、線が引いてある「公平」という部分について、原文では、「公正かつ誠実に」という言葉だったが、「公正」というのは極めて大事な言葉、内容ではないかという御指摘があつた。これは不平等や違法に相対する趣旨を明確にするということで、公平という言葉が入っていた方がいいだろうということで、「公正、公平かつ誠実に」ということで訂正させていただいた。

た。

- ・ 同様に、「公平」という言葉を、23頁の(1)「執行機関の役割と責務」の枠の中の1行目にも入れた。さらに、24頁の(3)「職員の責務」の枠の中の1行目も「公正、公平かつ誠実に」ということで修正をした。
- ・ 次に、事務局からの意見で、25頁の(1)「自助、共助、公助」のところであるが、自治は自分の身の回りの小さな範囲から対応していくべきこと、というような説明が書かれている。これは法学や政治学の世界で、今、盛んに言われている大変な重要なキーワードであり、「補完性の原則」という言葉を使っている。これは、今、自治を確立するために、市民と一緒に行動していかなければいけないという、大変重要なキーワードになっている。よって、補足説明の2点目に「補完性の原則」を追加した。この文章は、「補完性の原則」を説明しているため、きちんと入れていこうということである。また、その次の点に、「地域力を強めていく」という部分に下線が入っている。「地域力」というキーワードが大事だろうということで、これも追加した。
- ・ 次に、28頁の(5)「住民投票」について、委員からの御指摘である。資料2の3頁冒頭にあるが、「市長が住民投票を実施することができるとあるが、住民が住民投票を求める、または議員が住民投票を求めることができるという文言があっても良いのではないか」というものである。これについては、資料1の枠の中の「市長は、・・・住民投票を実施することができる」という部分では、住民投票の執行者であることを明確にしたものであり、御意見は、住民と議員が住民投票を求めるということであることから、「実施」するのと「求める」とは違うということである。
- ・ 現在、地方自治法では、法の規定で、住民投票を求めることができる。このため、枠の中ではそのようなことを言う必要はなく、補足説明で説明を詳細にした方がいいだろうということで、現在でも地方自治法に基づいて住民、議員、市民が住民投票を実施するための条例を制定、請求、発議し、その条例を制定した上で住民投票を実施することが可能ということを補足した。そして、ここでは、市長が住民投票の執行者であることを明らかにしており、住民投票を求めることと執行することは違うということで御理解いただきたいと思います。したがって、御提案の「求めることができる」というのは、ここに改めて入れないということで御理解いただきたいと思います。
- ・ 次に、シンポジウムで出た意見であるが、市長の多選禁止についてどう考えるのかということについて、別紙2を御覧いただきたい。この提言書素案の中には、市長の多選禁止について触れられている部分はないが、詳細については、別紙2を御覧いただければ御理解いただけると思う。ここでは、自治体でいろいろな多選禁止の条例をつくっていることが、下の表に書かれている。別紙2の2頁目も御覧いただきたいと思います。現時点での法律的な考え方は、今、総務省で首長の多選問題に関する調査研究会というのがあり、ここでいろいろ検討している。
- ・ 現時点の法学的な考え方は、3点目にあるとおり、多選制限は在任期間の制限であり、多選制限を行うためには、日本国憲法第92条の規定に基づき、その基本的な内容を法

律で定める必要があるということで、今、まだ国の段階では検討中ということである。したがって、現時点では地方自治体の条例に多選禁止を盛り込むことは難しい。では、なぜ他の都市でやっているかという、他の都市は、努力義務規定か、あるいは自分自身が知事、市長であり、私はやりません、というものである。要するに次の候補まで拘束できるよう条例に規定すると、まず法の中できちんと整理していかないと憲法に抵触するなど、いろいろな問題が出てくるだろうということが指摘されているところなのである。したがって、この多選禁止条例については、一般的な規定として、この自治基本条例に今の段階で盛り込むことは適当でないと思っている。

- ・ もちろん今の市長が、多選禁止ということで自主的に規制するという条例を出すということについては、今の市長でも知事でもそれは勝手であるが、一応、一般論として、一般的に多選禁止をするということは、自治基本条例の中では言い切れないということである。
- ・ 最後になるが、資料１の３１頁（３）「市政運営の評価」を御覧いただきたい。この枠の中に、１点目で市が実施している施策評価、事業評価のことが、２点目で市民協働事業評価のことが書かれているが、以前の案では補足説明が十分でなかったため、この補足説明を丁寧に、市民の皆さんが読んで分かるように丁寧な記載をするということで修正した。
- ・ 以上のように、いろいろな貴重な御意見をいただいた中で、提言書委員会の中で取り上げられないものもあったが、多くは取り上げたということで、私どもの方では、これは本当に真剣に議論した。これを最終的に皆さんに御提示したいと思う。
- ・ 私の説明を終わるが、御意見、御質問があればお受けしたい。

イ 質疑応答

委員からの主な意見・質問等（要旨）

【質疑応答（概要）】

○委員

- ・ 大変素晴らしい素案をつくっていただいたという印象をまず申し上げるが、その中でちょっとひっかかった点が一つある。
- ・ 23頁下段にある「市長の責務」の補足説明等で、アンダーラインのある2行目の後半に、「地方自治法に定められているとおり市（議会と執行機関）の代表者であって」という文言があるが、地方自治法について私は正確に覚えていないので先生に質問するのだが、市長が執行機関の代表者であるのは当然として、議会の代表というのはどうであろうか。議会はいろいろな問題や政策提言等についての議決機関であり、そこまで市長が代表してしまうということは、矛盾があるのではないかということなのだが、その辺はどのように考えるのか。

○提言書検討委員会委員長

- ・ 地方自治法では、市は市長が統轄すると書いてある。議会には議会独自の権限があるが、市という団体を統轄するのは、地方自治法上、市長なのである。ただ、ここで議会ということを書いてあると、議会の人たちは、我々は立法機関等の代表であるという意識はあるだろうから、私の提案だが、この括弧書きを取るのはどうだろうか。一般論としては、地方自治法の中に市を代表する統轄者は市長であると書いてあるので、このような書き方は間違いではないが、議会の人たちは立法機関としての見識があるので、ちょっと違和感があると思う。よって、私の意見として、ここの括弧書きを取ってしまうのはどうだろうか。よろしいでしょうか。

○委員

- ・ 25頁の「自助、共助、公助」の枠の中の1点目について、一文全部読んでみると、筋が通っていない文章になっているのではないかと思う。「自助と互助」、「共助」、「公助」という順序で書かれているが、述語の部分が、それぞれの主語から係っているように見えない。それをはっきりさせるために、最後の述語の部分、「行わなければならない」の前に読点を入れれば全部から係ってくるので、文章が論理的になると思う。

○提言書検討委員会委員長

- ・ 修辞上おかしいということか。

○委員

- ・ そうである。また、主語の部分を同じ形にするとすると、「できないことは」で切らない。長い文だが、分断すると文がなくなってしまう。
- ・ もう一つだが、私は第1分科会に参加したが、市民憲章との整合性については、宇都宮市の市民憲章のみを扱ったわけではなかった。上河内や河内もある。下野新聞にも上河内や河内の方たちがどう受けとめているかということを取り上げている。

その方たちの立場を考えると、やはり市民憲章は宇都宮市の市民憲章だけを取り上げるのではなく、もともとあった憲章も検討したというようにしないと、外に出す場合に片手落ちにならないかと心配している。私も試してみたが、大体同じように入る。表にしてみるといいのではないかと、いうことである。

○提言書検討委員会委員長

- ・ 修辞上のことは事務局に任せてほしい。主語、述語の整合性を持つようにということ分かった。
- ・ また、市民憲章については、第1分科会では、少なくとも市民憲章を意識しながら、これとの対比はどうだ、という議論はなかったと思う。ただ、目標はあるべき姿であるため、同じである。これは表にでもして整理するということによろしいか。要するに、市民憲章との整合性を、もう一度事務局で整理するということである。委員は、もう一度議論し直さないということなのか。

○委員

- ・ 上河内や河内の人たちが見たときに、私たちの今まで積み上げてきたものが検討されたのだろうか、という寂しさというか、そういう人たちの気持ちを酌んだときに、どうなのだろうという老婆心である。

○提言書検討委員会委員長

- ・ 私自身は、それに答える権限はない。というのは、私が初めて来たときには、合併が決まっていなかった。私は、自治のあるべき姿を追っていたこともあり、他の町の憲章との整合を求めるような、ポイントを絞った議論はなかったと思っている。ただ、そういったことを我々や皆さん方が同時に反省しつつ、もう一度それぞれの都市の憲章について、検討していくしかないと思うのだが、ほかの皆さんはいかがか。

○委員

- ・ 私も第1分科会にいたが、委員の中から「宇都宮市民憲章の中身とダブってくるところがあるのではないかと」という意見は出ていなかった。たまたま前文の調整の中で、このような形にまとめたという風に理解して良いのではないのかと思う。

○提言書検討委員会委員長

- ・ 委員の御指摘は分かるが、宇都宮市との比較で説明したため、多分そのような感じを持ったのだと思う。提言書検討委員会で、旧町に配慮しながら、もう一度意見をまとめればよかったと思う。

●事務局

- ・ 以前に、考える会議に関係するような市の総合計画・様々な指針などをまとめた冊子を配っているが、その中には市民憲章ということで、宇都宮の市民憲章、上河内町・河内町の町民憲章はこうなっている、という資料もあった。分科会の中では、憲章との整合性を図ろうという目的で議論したことはないと思うが、先ほどの御指摘を踏まえて読んでみると、やはり上河内も河内も目指すところというのは似てい

と思う。委員の御指摘は、今回の資料の中に、その２町がなかったということだと聞いた。この資料は、宇都宮市民憲章と宇都宮市自治基本条例はどう整合するのか、という質問に対してつくったものであるため、このような様式になった。

○提言書検討委員会委員長

- ・ 私が初めて説明したとき、市民憲章と自治基本条例は、目的・性格は違うが、結果的に同じになったとしても、あくまでも自治基本条例は、住民が自主、自立した住民参加のもとで、自分たちのまちづくりを進めていく制度であり、単に宣言するものではない、ただ、結果的には内容が必ず似てくる、という話をした記憶がある。市民憲章というのは、まちを清潔にしましょうとか、決まりを守りましょうとか、そのような類のことが多い。自治基本条例というのはあくまでも制度であることから、内容的に類似してくるが、違うものである。

○委員

- ・ そのことは理解しているが、なぜ私がここで言ったかということ、旧町の代表の方が漏らした言葉の中から、「自分たちは二荒の杜を中心としてではなく・・・」という思いが伝わったからである。合併して、このような宇都宮市になったのだから、大事に考えていかなければいけないのかな、という思いから代弁しただけであり、そういう方も中にいらっしゃいますという趣旨である。失礼しました。

○提言書検討委員会委員長

- ・ 私は、提言書をどうまとめるかという立場なので、議論をもう一回逆戻りさせなければいけないという御意見だと思った。大変失礼しました。

○委員

- ・ それに関連して、先ほど委員が言われたことであるが、前文を検討しているときに、例えば上河内で言えば羽黒山というような代表的なものをこの文言の中に入れていただきたいという考えがあったことは事実である。お互いに河内、上河内を象徴するようなものが、この中に入ってほしいということを要望し、結果がこのような形になったわけだが、何とか象徴的なものが前文の中などに入ってくれば、ありがたいとは思っている。
- ・ もう一つだが、自治基本条例の最高規範性についてであるが、そのようなニュアンスのものが「おわりに」というところには書いてある。この規範性ということを考えれば、２２頁（１）の「議会の役割と責務」の２点目に「議会は、市政運営が適正に行われるように調査、監視するとともに」とあるので、もし規範性をにおわせるのであれば、自治基本条例の趣旨を遵守して政策立案等を行うという形にすると、規範性が出るのかな、という感じを受けた。

○提言書検討委員会委員長

- ・ それによって規範性が出てくるという見方もあるが、もしそれを入れるとすると、ほかにも随所に入る部分が出てくる。

●事務局

- ・事務局からよろしいでしょうか。事務局では、その辺を検討することに際し、早い段階できちんと言ったほうが良いだろう、ということで、資料１の１４頁になるが、総則の部分で、この条例の目的と用語の定義をした後、この条例はこういう位置づけにする、としている。まず前段で、押さえておくべきこととして議論をした結果、後段で趣旨を最大限尊重しなければならない、という形になっている。後段に「最大限」という言葉も提言書検討委員会の中で入った。委員の御指摘では前文でどうかということもあったが、前文が散文調なのに対し、具体的に条文の中に入れた方がいだろう、あるいは「最高規範」という言葉がどうだろうか、と提言書検討委員会の中で議論する中で、１４頁の枠の中のこの表現でそのあたりを醸し出し、今、委員がおっしゃったように、尊重して今後運営をしていくというように読んでもらうのがいいのだろう、ということで、事務局で原案をつくっている。

○提言書検討委員会委員長

- ・私が言ったことと同じことだが、ここに条文として網羅的に書いてあるので、それを個別的に入れると、ほかにも入れなくてはいけないのではないかと、という意見である。この条項は条文になると、この条文全体にかかる条文になる。

○委員

- ・私は第２分科会で、多少他の分科会の答申について遠慮したところがありましたので、追記的な提案を２つしたい。
- ・１つは、１６頁（４）の「公共的活動の範囲等」についてである。修正事項の提案だが、１点目の２行目、「公共的活動として何を行うべきかを考え、話し合い、決定していくこと」と書いてあるが、ここを「決定し、公正な情報発信をしていくこと」とつけていただきたい。というのは、御存知のとおり、自治体には第三セクターや〇〇公社などという出資法人等がある。それらは一般の市の予算として提示される歳入の中の税だけを使うのではなく、金融機関から金を借りて運営していくことがある。そうすると、非常に大きな問題が出てくる。金融機関から金を借りる場合、金融機関は公的機関の暗黙の保証というのがあり、責任を問われない。一般に金融の取引というのは、必ず民間企業の場合は責任を問われる。それがこういう公的機関のために暗黙保証というのがあり、責任を問われなくて、最終的には借入金を含めて問題が起こると、不透明になる。その不透明さがあって、最終的にはすべて住民が税負担をして処理をするということになる。したがって、ここは非常に重要なことで、この不透明ということがあるから、ぜひ「決定し、公正な発信をしていく」ということが重要だと思う。そこを追記していただきたい。
- ・もう１つは、３１頁（３）の「市政運営の評価」であるが、枠の中に、「執行機関は、施策、事業等の成果を市民に明らかにし、効果的かつ効率的な」云々というのがある。その「執行機関は、施策、事業等」の間に「財政収支等の成果を市民に明らかにする」と、「財政収支」というのをに入れていただきたい。というのは、執

行機関がいろいろな事業をする場合、成果を発表するということは当然であるが、これは市民にとっては、その事業にどれだけの負担、つまり投資をして、市民としてどれだけの税負担をしてこの事業がなされたかという、成果に対する投資の適正さというものを必ず考えるようになる。一般的に執行機関に、これは決して宇都宮市は絶対そういうことはないと思うが、組織というのは、企業も含めて、放置しておけば、大体、自然に沈滞化していく宿命を持っている。その宿命に緊張感を持たせるといふか、事務部門による事務部門のための事業作業という、どちらかという予算使い切り型からの脱却ということも含めて行うためには、財政収支というものを明らかにするということも非常に重要なことである。そういう点で、この施策、事業、次に財政収支ということをごひ入れていただきたいという提案をしたいと思う。

○提言書検討委員会委員長

- ・ まず、私の意見を述べると、16頁の「公共的活動の範囲」の1行目に、公正な発信をしてということを追加したらどうかということだが、ここは、あくまで公共活動の範囲をどこまでにするかという規定である。よって、その範囲を決めるのと公正な発信をするというのは、ちょっと次元の違う話になってしまうため、はまらない感じがする。

○委員

- ・ この範囲というのは、決定するだけで終わるのではなくて、やはり情報発信をするところまでが仕事である。

○提言書検討委員会委員長

- ・ では、皆さんからの御意見を聞きたいのだが、見出しから変えていかなければならないということになる。ここの規定の趣旨というのは、その範囲はどうするべきかということをもとに確定しようということだと思う。
- ・ それから、31頁の財政収支については、言っていることは分かるが、これは執行機関の施策評価の中に全部入ってくるのではないか。その中では、財政収支というのも、成果を明らかにすることで理解できると思うが、皆さんの御意見はどうか。

○委員

- ・ 委員の意見は意味としては分かるが、例えば16頁は、各主体ということで、この主体は多くある。先ほど言われた委員の方は、多分行政とか、そういう関係の主体に力点を置いているのではないと思う。民間のNPOなども、主体の一つである。そういう意味で、今、委員が言われたように、行政機関に関してはすべて情報公開、これは十分になされているので、それをやることは当然である。この中でそういうことをすると、各主体である自治会や地域諸団体なども含まれる。そういうところは総会などでしっかりとやっているのだから、そこに加えるということは、少し違うのではないと思うし、後段の部分については委員と私も同じで、執行機関そ

の他に十分財政支出や何かは、議会も含めてやっているのです、これも情報公開で、いつでも、どこでも、だれでもできる。そういう意味で、あえてつけ加えなくてもいいのではないかと、という意見である。

○委員

- ・ 確かに分かる。ただ、皆さん御存知のとおり、こういう問題を結局あいまいにしたことによって、例えば新銀行東京もまさにそうであるが、あれはタイムリーな情報発信をしていないために起こっているのである。結局いろんなことを決定するのだが、これを的確に情報発信をしていれば、住民が気づいて、専門的な能力を持っている人は、当然総合をチェックしていく。あくまでもこれは補完をするという意味である。先ほど委員が言われました補完の精神、まさにそれだと思う。そのような役割をしていないと、相変わらずいろいろな不祥事が出てくる。それを避けるためには、こういう文言を入れておくことが必要ではないかということである。

○提言書検討委員会委員長

- ・ 情報の発信というのは、情報の共有ということで網羅的にここへ規定してある。個別的に情報発信というのをあちこちに入れるとなると、全ての文章をもう一度確認して、ではそこだけでいいのですかという話になる。だからこそ16頁に「情報の共有」が入っている。ほかの方からの意見もお聞きしたいが、個別に情報発信するという部分があるとすれば、それはほかの部分もあると思います。単なる財政上の問題でなくてもほかにある。ただ、16頁に「情報共有」が入っているので、その精神は、この中には貫かれていると思う。今、委員がおっしゃったことは、個別的にすごく心配があるから、入れておいたらどうかということで、わからないわけではない。
- ・ ただ、ここで補完性の原則というのは、意味が少し違う。補完性の原則というのは全く違った意味で、皆さんが自らやるべきことは自らやりましょうというのが補完性の原則である。

○会 長

- ・ 個別の議論に深入りしているので、進行を進めたい。ただいまの御意見についても、御意見に対する意見が出ているので、提言書検討委員会で詰めていただくということで、収めていただきたいと思います。

○提言書検討委員会委員長

- ・ それでは、私の方からお願いがございます。事前に御意見を頂戴したい。そうしないと、また、皆さん全体に諮らなければいけない。事前に皆さんから御意見を頂戴したいというのは、そういう意味がある。もう一度提言書委員会に御意見を寄せていただいて、皆さんにもう一度お諮りするという手順を踏むかどうか、そこのところまでお諮りいただきたい。

○会 長

- ・ まだ御意見等があるかと思うが、ただいま出た御意見をもとに、この資料の 1 を修正できる部分は修正をして、また皆さんへお伝えするという形にしたいと思う。その修正については、提言書検討委員会と、私、会長に一任という形にさせていただいてよろしいか。

[一同了解]

○会 長

- ・ ありがとうございました。

○提言書検討委員会委員長

- ・ では、私の説明は以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○会 長

- ・ 大変貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

(2) 市民との意見交換会について（資料 3）

- ・ 事務局から意見交換会の概要を説明し、意見・質問等の有無を確認したところ、特に無かったことから、事務局案をもとに広報班と事務局でさらに作業を進めることとなった。
- ・ 次回の会議までに何か決めなければいけないということが出てきた場合には、会長一任とすることで、了承された。

3 その他

事務局から、意見交換会の参加要請、次回の日程等について説明

4 閉会